

米27年7月廃止決定、EUは28年

■越境EC利用のデミニミス見直し

トランプ米大統領が4日に署名して成立した「大きく美しい法案」で、デミニミス制度を2027年7月1日で廃止することが決定した。16年に適用額を大幅に引き上げ、越境eコマース（EC）の利用促進にもつなげてきたが、中国発ECの小口貨物がフェンタニルなど麻薬密輸に悪用されているとして、同制度自体の見直しも長らく議論されてきた。世界的には、欧州連合（EU）は税関改革と合わせて28年に同制度自体を廃止する予定のほか、日本でも6月に財務省が専門ワーキンググループを立ち上げ、課題整理に着手した。拡大が続く越境EC市場への対応を巡っては、輸入物流システムも含めて課題が山積みの状況。主要市場の欧米の同制度撤廃と新興国市場の取り組みが荷動き面での鍵を握りそうだ。

関税の支払いなどが免除されるデミニミス制度は、越境ECという新たな市場拡大を制度面で支えてきた。ただ、中国発ECの大量出荷などで各国・地域の輸入物流システムなどに大きな影響が出ており、世界的に見直しが進められている。見直しの主なポイントは、▷国内事業者との税負担の公平性確保▷脱税防止▷偽造品の流入防止▷麻薬の密輸防止など水際取り締め強化——など。足元では、空港・港湾で対応する税関職員確保やコンプライアンスに優れた通関事業者・国際物流事業者によるサービスも求められている。

米国では、デミニミスの適用額を16年に従来の200ドル以下から800ドル以下に引き上げ、世界で最も高いとみられる上限で越境EC促進などを図ってきた。一方、爆発的に増加している中国発ECの小口貨物が、米国が長らく社会的課題としている合成麻薬「フェンタニル」を含めた麻薬密輸で悪用されているとして、トランプ第1次政権、バイデン政権で水際取り締まりの強化や同制度自体の見直しが議論されてきた。バイデン政権は昨年9月、同制度が中国ECプラットフォーム企業に乱用され、不正物品の輸入や不正貿易につながっているとして対応措置を発表。中国発

の越境ECで欧米向けに大量に航空輸送されている繊維・アパレル関連をデミニミスの対象除外とする行政措置の執行と立法化を図る方針を示したが、実現しなかった。

一方、今年4月2日にトランプ大統領が署名した大統領令では、デミニミス対象貨物について、商務長官が大統領に、関税収入を十分かつ迅速に処理し、徴収するための適切な制度が整っている旨を通知後、デミニミスは適用されないとしていた。また、中国（香港含む）については5月2日から適用除外を実行。5月初めには1日50便の大型フレイター便が減少したとされる。デミニミス適用除外を受け、中国の越境EC事業者は、今後の出荷先や米国の事業形態を探っている。米国向けを欧州、インド、メキシコ、ブラジル、日本向けなどに振り分けるケースもあり、また、チャーター便で活用されていた大型貨物機が欧州向けなどに投入されているとされる。また、米国向けでは、現地倉庫活用の在庫型、定番品の海上輸送へのシフト、航空輸送の利用継続などの動きもある。

EUでの見直しも進む。EUは23年5月に関税制度をデータ主導で改革する方針を示し、EU関税局とEU税関データ・ハブを新設するとした。同ハブはまず28年にEC事業者を対象

に開設して限定的に運用を開始する予定。併せて、越境EC関連では150ユーロ未満の物品に対する関税免除制度を廃止する。毎年、低額で10億件近い輸入申告があり、小口貨物が利用されているが、最大65%が輸入関税を避けるために過小評価されているという。低額品の関税計算は簡素化し、数千種類ある関税カテゴリーを4種類にまとめる方針だ。

28年を待たずに対応する提案も出ている。日本貿易振興機構（ジェトロ）の5月8日付ビジネス短信によると、フランス政府が4月29日、中国のオンライン通販業者からの少額輸入貨物（デミニミス適用）の大幅増の対応として、26年以降、EUレベルで定額の手数料を課すメカニズムの導入を提案するとした。徴収した手数料は海外プラットフォームから輸入される貨物の通関時の検査強化の財源とするとして、抜き取り検査対象を25年中に3倍に引き上げるといふ。

EU加盟国のベルギーの中央経済審議会（CEC）は今月4日、政府に対して構造的な規制欠如に終止符を打つよう緊急要請した。ベルギー税関への1日当たりの小口貨物の輸入申告数は17年の1600個に対して現在は最大400万個に激増。税関と検査機関が対応できない中、市場基準

国際物流業界トピックス

を満たさない商品の流入を許していると指摘した。そのうえで、人員増強や高度なソフトウェア、AIツール導入での税関・検査サービスの強化、150ユーロ未満の越境EC小口貨物への関税免除撤廃などの具体策を提案した。

世界的には、消費税など付加価値税の免税基準を見直す動きもある。経済協力開発機構（OECD）の「Consumption Tax Trends 2024」によると、少額貨物に対して付加価値税を課税している国・地域（発表時点）は、オーストラリア、英国、EUの一部加盟国など合計27カ国・地域。免税は日本、韓国など10カ国・地域。米国はそもそも付加価値税などが導入されていない。OECDは「少額輸入貨物に対する免税制度は、税収減に加え、国内小売事業者に対して不当な競争圧力を加え、国内の雇用など

への悪影響があるため、免税基準が現在においても適切かどうか検討すべき」としており、付加価値税としてVAT/GSTの納税義務をデジタルプラットフォーム事業者に課す仕組みの有効性を指摘しているという。

日本では財務省関税局の関税・外国為替等審議会関税分科会が6月12日、第1回目の「急増する少額輸入貨物への対応に関するワーキンググループ（WG）」（座長＝田邊國昭東京大学大学院法学政治学研究科教授）を開催し、「輸入貨物への課税制度の概要とその課題」と「少額輸入貨物の増加により生じる水際取り締めり上の課題」をまとめた。同WGは秋をめどに議論をとりまとめて関税分科会に報告する予定だ。同WGにはオブザーバーとして国際物流事業者などが参加している。参加者の詳細は次の通り。▷国際エクスプレス・

岩水満専務取締役▷日本通関業連合会・今野孝一専務理事▷楽天グループ・坂本瑛子政策渉外部デジタル政策課シニアマネジャー▷DHLジャパン・佐々木勝也カスタムズ&レギュラトリーアフェアーズシニアマネジャー▷アマゾンジャパン・松田友加里渉外本部長▷フェデラルエクスプレスジャパン・松本義則顧問▷ヤマト運輸・宮澤恭一通関管理室室長

こうした主要国・地域の同制度見直しは、世界的な越境EC関連の航空、海上輸送量に与える影響は現時点では明らかではない。ただ、米国が中国（香港含む）を適用除外としたことを受け、米国向けがインド、メキシコ、ブラジルなど新興国向けに振り分けられている。将来的にはアフリカ向けの荷動きも増加するとの見立てもあり、巨大な人口を抱える新興国・地域が鍵を握ることにもなりそうだ。